

もしもいじめが起こったら・・・

～ フローチャートで示す 対応策 学校が今すぐすべきこと ～

平成27年9月3日（第2版）
武蔵村山市教育委員会 教育指導課

- ◆学校いじめ防止対策推進基本方針の確認
- ◆校長、スクールカウンセラー等の全員面接

教師が認知

いじめを現認

- ①行為を止める。
- ②けがの有無を確認し、必要な処置を行う。
- ③事情聴取を行う。

留意事項

【いじめを現認】

- ☆可能な限り複数で対応する。
- ☆加害者には担任が、被害者には担任以外が対応する。

【事情聴取】

- ☆可能な限り複数で対応する。
- ☆昼休みや放課後等、授業に支障のない時間に行う。

【いじめを認めない場合】

- ☆いじめの対応は全て「いじめ防止対策推進法」に基づく行為であることを保護者に周知する。

事情聴取

- ①被害者、加害者同席で事実確認を行う。
- ②過去のいじめに関わる行為の有無を確認する。

いじめ対策委員会

- ①校内の「いじめ対策委員会」に報告する。

事情聴取

- ①被害者から事情を聞く。
 - ②被害者からの聴取を基に、加害者に事情を聞く。
- * 事情聴取は全て個別に行う。

* 内容を保護者に伝える際は、「話を聞いたところ・・・」「子供の話では・・・」など平易な言葉で丁寧に説明する。

本人又は第三者の情報

児童・生徒・保護者が

- いじめを認めない。
- いじめをやめない。
- 事情聴取に応じない。
- 保護者の協力を得られない。

いじめを認めた場合

- ①被害者に謝罪させ、今後二度と行わないように指導する。
- ②事実と指導内容を保護者に伝えることを確認し、両方の保護者に連絡する。

いじめを認めない場合

- ①他の児童・生徒から情報収集を行う。
- ②アンケートを行う。
- ③確認された事実に基づき、再度事情聴取を行う。
- ④事実と指導内容を保護者に伝えることを確認し、両方の保護者に連絡する。

いじめを認めた場合

- ①両者同席の場を設定し、被害者に謝罪させ、今後二度と行わないように指導する。
- ②事実と指導内容を保護者に伝えることを確認し、両方の保護者に連絡する。

【いじめ防止対策推進法】

- ◎第四条「いじめの禁止」
- ◎第八条「学校及び学校の教職員の責務」
- ◎第九条「保護者の責務等」
- ◎第十六条「いじめの早期発見のための措置」
- ◎第十九条「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」
- ◎第二十六条「出席停止制度の運用等」

☆いじめの事実について教育委員会・学校運営協議会に報告